

(シート1)

○ 農業者年金の特徴

- ・その1 少子高齢化時代に強い年金です！

自分が積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる積立方式の年金です。

- ・その2 終身年金で80歳までの保証付き！

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金に相当する額が、死亡一時金として遺族の方に支給されます。

- ・その3 税制上の優遇措置！

支払った保険料は全額(年間12万円～80万4千円)が社会保険料控除の対象。だから所得税や住民税の節税につながります！払った保険料の15～30%程度の節税につながります。

税 率	月額2万円	月額5万円	月額6万7千円
15%	36,000円	90,000円	120,600円
20%	48,000円	120,000円	160,800円
30%	72,000円	180,000円	241,200円

- ・その4 保険料の額は自由に決められます！

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料は月2万円から6万7千円の範囲内で、千円単位で自由に選ぶことが可能です。

- ・その5 保険料の国庫補助があります！

認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手には、保険料(月2万円)のうち2割～5割の国庫助成があります。(最大で20年)

政策支援要件	35歳未満の保険料	35歳以上の保険料
① 認定農業者かつ青色申告者	10,000円 (10,000円補助)	14,000円 (6,000円補助)
② 認定就農者かつ青色申告者	10,000円 (10,000円補助)	14,000円 (6,000円補助)
③ ①・②の者と家族経営協定を結ぶ 配偶者・後継者	10,000円 (10,000円補助)	14,000円 (6,000円補助)
④ 3年以内に①・②の要件を 満たすことを約束した者	14,000円 (6,000円補助)	16,000円 (4,000円補助)
⑤ 35歳まで(または10年以内)に①・②の 要件を満たすことを約束した者	14,000円 (6,000円補助)	—

※ 保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定されます。加入者は補助額を差し引いた金額を負担することになります。

国庫補助分は将来農業経営を後継者や第3者に継承することで年金として受給することができます。